

2 長崎県海外技術研修員受入事業の概要

1 趣 旨

国際協力事業の一環として、本県と密接な関係がある国から優秀な青年を受け入れ、必要な技術の修得により派遣国の発展に寄与し、同時に派遣国と本県との友好親善・経済交流の促進を図る人材を育成する。

2 平成 30 年度の受入数

2 名（ブラジル 1 名、ベトナム 1 名）

※H29 4 名（中国 2 名、ブラジル 1 名、ベトナム 1 名）

3 これまでの受入数

16 か国 425 名（平成 30 年度末時点の延べ人数）

4 研修期間

約 6 か月間

5 滞在日程（予定）

- | | |
|----------------------------|---------------|
| （1）8 月 27 日（月） | 来日 |
| （2）8 月 28 日～9 月 11 日 | 日本語研修（県庁） |
| （3）9 月 12 日（水）～2 月 26 日（火） | 専門研修（受入機関） |
| （4）2 月 19 日（火） | 修了式、研修発表会、送別会 |
| （5）3 月 1 日（金） | 帰国 |

6 研修費用

研修員の研修及び生活に必要な経費を、長崎県が一定の基準により負担する。

(1) 往復旅費

在住国（研修員の居住地の最寄りの国際空港）から本県までの旅費

(2) 滞在費

研修員が本邦に到着した日から帰国の日までの期間に必要な日当。

1日あたり 3,300 円（食事、日用品代、嗜好品代等）を支給。

(3) 宿舎借上料

研修員が本邦に到着した日から帰国の日までの期間に必要な宿舎の借上。

(4) 交通費

研修員が各受入機関と宿舎の間を往復する際、また、県の企画する行事、日本語研修等に参加する場合に必要な交通費。

(5) 研修費

日本語研修にかかる費用。

(6) 受入機関交付金

各受入機関での専門研修に必要な諸経費（視察研修経費、資材教材費等）。

※1 受入機関につき 15 万円。